

手続案内 詳細説明

手続名称

浄化槽変更届出書（要領様式第2号）

手数料（使用料）

なし

受付窓口

浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉環境事務所（北九州市、福岡市、久留米市を除く）

機関・課名等	電話番号	所在地	所管地域
筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課	092-513-5611	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内	筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・糸島市・那珂川市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域環境課	0940-36-2475	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎内	古賀市・糟屋郡・中間市・宗像市・ 福津市・遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課	0948-21-4975	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎 別館 2階	直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・ 鞍手郡・嘉穂郡・田川市・田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 環境課地域環境係（久留米分庁舎）	0942-30-1052	久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎内	小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・ 三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 地域環境課（八女分庁舎）	0943-22-6963	八女市本村字深町 25 八女総合庁舎内	大牟田市・柳川市・八女市・筑後市・ 大川市・みやま市・三潁郡・八女郡
京築保健福祉環境事務所 環境課地域環境係	0930-23-9050	行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内（別棟）	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡

提出書類

浄化槽変更届出書（要領様式第2号） 2部

添付書類

- 浄化槽配置図及び建築物各階平面図
- 浄化槽構造図
- 給排水設備の配管図
- 当該浄化槽の構造及び規模を明らかにする設計計算書
- 型式認定を受けた浄化槽以外の浄化槽にあっては、処理工程図及び仕様書（容量計算書、配筋計算書及びシーケンス制御を明らかにした図面を含む。）
- 型式認定浄化槽にあっては、型式認定を受けたことを証する書類（以下の表を参照してください）

種別	添付書類
1 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得したものの	・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・型式適合認定の認定書の写し（別添仕様書を含む）
2 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得していないもので、昭和55年建設省告示第1292号の構造のもの	・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・浄化槽の見取図（形状、構造及び大きさが含まれている）
3 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得していないもので、同法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の国土交通大臣認定を取得したものの	・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・浄化槽の見取図（形状、構造及び大きさが含まれている）

- 浄化槽法第7条第1項の規定による浄化槽の水質検査の検査依頼書（大牟田市を除く地域に限る、検査手数料の払込受付証明書が貼付されたもの）
- 設置者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類
- 戸別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、管理者変更届を提出できる旨を確認できる書類
- 分譲マンション、建売住宅団地等で、全体の汚水を集合処理にする浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は、管理組織を結成する旨を確認できる書類
- 浄化槽の処理対象人員を、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」第2項ただし書の規定により算定する場合は、その算定根拠となる資料。
ただし、少人数の既存住宅に浄化槽を設置する場合であって、処理対象人員の軽減を申し出る場合は「住宅用途における人員算定に係る申出書」を添付してください。

□ 備考

浄化槽法で定められた7条検査に係る受検手数料は、事前に指定検査機関にお支払下さい。

なお、浄化槽を設置する地域により指定検査機関への支払い方法が異なりますのでご注意ください。

① 大牟田市を除く地域

一般財団法人福岡県浄化槽協会が指定する用紙によりお振込みください。

【問合せ先】

(一財)福岡県浄化槽協会 TEL 092-947-1800

福岡検査センター TEL 092-947-6123

筑後検査センター TEL 0942-46-1900

筑豊検査センター TEL 0947-45-6102

② 大牟田市内

一般財団法人有明環境整備公社の窓口でお支払いください。

【問合せ先】

(一財)有明環境整備公社 TEL 0944-52-4466